

氏名	金網 祐香		
学位の種類	博士（ヒューマン・ケア科学）		
学位記番号	博甲第 9588 号		
学位授与年月	令和 2 年 3 月 25 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	攻撃行動に対する中学生及び非行少年の道徳的判断		
主査	筑波大学教授	博士（心理学）	濱口 佳和
副査	筑波大学准教授	博士（人間科学）	青木 佐奈枝
副査	筑波大学助教	博士（心理学）	大谷 保和
副査	筑波大学教授	博士（心理学）	相川 充

論文の内容の要旨

金網祐香氏の博士学位論文は、中学生と非行少年の攻撃行動に対する道徳判断について、E. Turiel の社会的領域理論に基づき、①攻撃行動の動機、形態、文脈による変化、②個人要因と環境要因による影響を、質問紙法により明らかにしたものである。その要旨は以下のとおりである。

（目的）

著者は、生徒間のいじめは日本における重大な教育問題であるが、この問題を改善するためには攻撃行動に対する生徒達の道徳的判断に焦点を当て、生徒達の道徳的判断で用いる理由と、それを規定する要因について、以下の3点を明らかにすることが必要と主張している。第一に、攻撃動機や攻撃形態等、攻撃の文脈が異なる場合、中学生や非行少年の道徳的判断はどのように変化し、攻撃を許容しやすくなるのか、第二に、個々の道徳的判断力を高めるために、どのような個人的・環境的要因が影響するのか、第三に、攻撃場面で喚起される道徳的感情と道徳的判断は実際の攻撃行動にそれぞれどのような影響を与えているのか。これらの疑問を明らかにするために、著者は中学生男女を対象に質問紙調査を行い、一般的な青少年の特徴を捉え、その後、非行少年と男子中学生の比較を通じて、非行少年特有の思考様式と感情反応について検討した。

（方法）

著者は調査協力者として、中学生約1500名、非行少年約90名を募り、質問紙調査法により架空の攻撃場面を示し、攻撃行動に対する生徒に対して、道徳的判断とその理由について回答を求めた。

著者は、研究1、3、4、5、6では、仕返しと利己的動機という二つの攻撃動機と、関係性攻撃と言語的攻撃という二つの攻撃形態を組み合わせる4場面を作成して使用した（場面①）。また著者は、研究2、4、6では仕返しに特化した場面を用い、個人的報復と代理報復という二つの攻撃目的と、身体的攻撃と関係性攻撃といった二つの攻撃形態を組み合わせる4場面を作成して使用した（場面②）。個人的報復は、主人公自身がクラスメイトからぶつかられたことに対する直接的な報復で、代理報復は主人公と仲の良い友人がクラスメイトにぶつかられたことに対して報復するとい

う内容であった。身体的攻撃は思いきりたたき返す、関係性攻撃は仲間はずれにするという内容であった。著者は架空物語を構成し、生徒の道徳的判断とその理由づけを測定した。

(結果と考察)

研究1で著者は、場面①を用いて加害者及び被害者の悪さの程度とその判断理由を検討した。因子分析の結果著者は、判断理由として道徳領域の「他者の福祉」及び「不公平性」、慣習領域の「集団秩序・人間関係」及び「被害者の非への帰属」、個人領域の「個人の自由」、いずれの領域にも含まれない「不適切な手段」の6個の理由を見出した。攻撃行動の動機と形態による中学生の道徳的判断の差異を検討したところ著者は、仕返しのための攻撃場面で、慣習領域や個人領域の理由から攻撃が許容されやすいこと、関係性攻撃はより悪質であると判断されること、「不適切な手段」はどの場面でも、加害行為の悪さの判断に対して最も強い影響を示すことを見出した。

研究2で著者は、仕返しのみの特化した場面②を用い、加害者及び被害者の悪さの程度とその判断理由を検討した。因子分析の結果著者は、個人的報復における判断理由として、道徳領域の「他者の福祉」、慣習領域の「報復肯定規範」、「被害者の非への帰属」、個人領域の「個人の自由」、いずれの領域にも含まれない理由の「集団内の人間関係」、「不適切な手段」を見出した。代理報復における判断理由としては、道徳領域の「被害者の福祉」、「正当性の欠如」、「仲間の福祉」、慣習領域の「報復肯定規範」、「被害者の非への帰属」、個人領域の「個人の自由」のほか、いずれの領域にも含まれない「集団内の人間関係」及び「不適切な手段」を見出した。攻撃目的及び攻撃形態の違いによる中学生の道徳的判断の差を検討したところ著者は、生徒達は代理報復を目的とした関係性攻撃が最も悪質と判断する一方、個人的報復を目的とした身体的攻撃は最も許容しやすいことを見出した。

研究3で著者は、道徳的判断に影響を与える個人要因と環境要因を検討した。著者は個人要因として、罪悪感特性、随伴性自尊感情、共感性を取り上げ、その影響を男女別に検討した。パス解析により著者は以下の結果を見出した。①罪悪感特性は男女ともに道徳領域からの判断や「不適切な手段」からの判断を促進し、結果的に望ましい道徳的判断を促す。②共感性は女子において感情的共感性、認知的共感性の双方から影響が見られ、望ましい道徳的判断を促進する。③罪悪感特性も共感性も、仕返し場面においては有意な影響を与えにくく、特に男子においてその傾向が顕著である。一方、パス解析により著者は、環境要因として以下の結果を見出した。①仕返し場面において、教師の態度を堂々として客観的である（「自信・客観」）と生徒が認知する程、加害者も悪いが被害者も悪いといった生徒の両罰的な判断を促進する。②利己的場面において、「他者の福祉」や「不適切な手段」という理由から、加害者を悪いと判断する傾向をし、状況をより客観的に捉えた民主的な認知をしていると主張している。

研究4で著者は、道徳的感情と道徳的判断及び行動との関連を検討した。自分が加害者だった場合、攻撃した後どのような気持ちを感じると思うかを尋ねることで道徳的感情を測定した。パス解析により著者は以下の2点を見出した。①仕返し場面では、加害者にポジティブな感情を帰属したり、攻撃を個人の自由と捉えたりする判断が、実際の攻撃頻度の高さに影響する。②利己的場面では、加害者にポジティブ感情やどうでもいい気持ちを帰属したり、被害者に落ち度があると考えられる傾向が、実際の攻撃行動の高さに影響することを見出した。

研究5で著者は、攻撃場面の違いによる非行少年と男子中学生の道徳的判断の差を検討した。著者は、場面①及び場面②を用いて非行少年にも同様の調査を実施し、多母集団同時分析による共分散構造分析を用いて、男子中学生との比較を行った。場面①では、非行少年は仕返し場面で、①「他者の福祉」からの判断をしにくいこと、②「不適切な手段」から加害者の悪さの程度を判断する傾向が顕著であること、③用いる判断理由が少ないという特徴を見出した。場面②では、被害者が傷つくことを理由とした善悪判断をしにくく、手段の誤りや加害者が攻撃する正当性がないことを理由に、加害者の悪さの程度を判断する傾向を見出した。代理報復では、男子中学生と異なり、仲間を守ることを理由として、加害者を悪くないと判断する傾向を見出した。

研究6で著者は、共感性が道徳的判断に与える影響について、非行少年と男子中学生の差を、多母集団同時分析による共分散構造分析により比較した。分析の結果、共感性の各下位尺度の平均値は非行少年の方が低かったものの、非行少年の方が、共感性がより多様な道徳的判断と有意な関連を示すことを見出している。また、共感性の高さが「集団秩序・人間関係」からの判断を促進していたが、これは非行少年が施設内での規律や人間関係の維持に特に気を付けているためと考察され

た。

(結論)

以上の実証的研究から、中学生の道徳的判断について、仕返しを動機とした攻撃では、被害者に落ち度があることを理由に攻撃が正当化されやすいこと、関係性攻撃が最も悪質であると捉えられていること、罪悪感と共感性という個人要因と担任教師の客観的な態度が肯定的な道徳判断を促進すること、加害者にポジティブな感情や無関心といった感情を帰属することにより、実際の攻撃行動が予測されることが明らかになった。また、非行少年は中学生と比較して、道徳的判断を行う際に用いる理由が少ない等の特徴が明らかになった。特に、被害者が傷つくことを理由とした善悪判断がなされにくいことが示され、被害者の状況を予測したり、心情に考慮したりする傾向が男子中学生より乏しいことが示された。その一方で、非行少年の共感性は中学生よりも全般的に低いものの、望ましい道徳的判断を促進する傾向があることが示された。これらのことから、著者は非行少年において共感性を高める教育が有用であると結論づけている。

審査の結果の要旨

(批評)

本研究は一般の中学生と児童自立支援施設や少年院に収容されている非行少年を対象に、身体的攻撃、言語的攻撃、関係性攻撃を行うことに対する道徳的判断を、Turielの領域理論の観点から解明しようとした研究である。大量のデータを丁寧かつ詳細に分析し、非常に収集することが困難な非行少年からもデータを集め、その道徳判断の特徴を浮き彫りにした等多くの貴重な知見をもたらしている。場面使用の一貫性や非行少年サンプルの小ささなど解決すべき課題もあるが、新しい多くの知見を生み出している点は高く評価できる。今後は得られた知見を、中学校の教育や少年院などの矯正教育プログラムに反映することが期待される。

令和2年1月21日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（ヒューマン・ケア科学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。